

ふげんの性能維持施設の選定について

新型転換炉原型炉ふげん(以下「ふげん」という。)は、平成 20 年 2 月 12 日に廃止措置計画認可申請書(以下「廃止措置計画」という。)の認可を受け廃止措置を進めている状況である。また、令和元年 7 月 22 日には、施設の維持管理の変更について廃止措置計画の変更認可申請書の認可を受けている。

今般、令和 2 年 4 月 1 日の法改正により「性能維持施設」を廃止措置計画本文に記載する必要がある。

現行のふげん廃止措置計画の「廃止措置期間中に機能を維持すべき原子炉施設及びその性能並びにその機能を維持すべき期間に関する説明書」(以降、添付書類-6という。)に記載されている各施設は、設置許可又は設置変更許可を受けた施設全てを記載している。

廃止措置計画の本文に記載するにあたり、ふげんの廃止措置は、進捗しており且つ、炉心から燃料が全て取り出された状態で、取り出された使用済燃料は、十分に冷却された状態においては、施設の安全性に与える影響は小さく、性能維持施設に該当しないと考えられる設備があり、以下のとおり整理を行うこととする。

【性能維持設備に該当しないとする設備の考え方】

- 炉心から燃料が取出されており、炉心の遮へい機能としての機能維持が必要なくなった設備
- 使用済燃料は全て使用済燃料貯蔵プールに移送されていることから、使用済燃料貯蔵プール以外で使用済燃料を取扱う設備
- 使用済燃料は充分冷却されていることから、使用済燃料を冷却する設備
- 減速材である重水搬出が完了していることから、重水の貯蔵に関する設備
- 放出管理等、放射線の管理に使用していないプロセスモニタ
- (株)日本原子力発電敦賀 1 号からデータ提供を受けている設備
- 使用済燃料を冷却する設備の冷却(除熱)を行う原子炉補機冷却系及び海水系
- 換気範囲に管理区域がない換気設備、直接排気筒に排気しない換気設備
- 商業用電源が喪失した場合に機能が維持できない設備であり、非常用電源設備ではない設備(受電設備)

以上